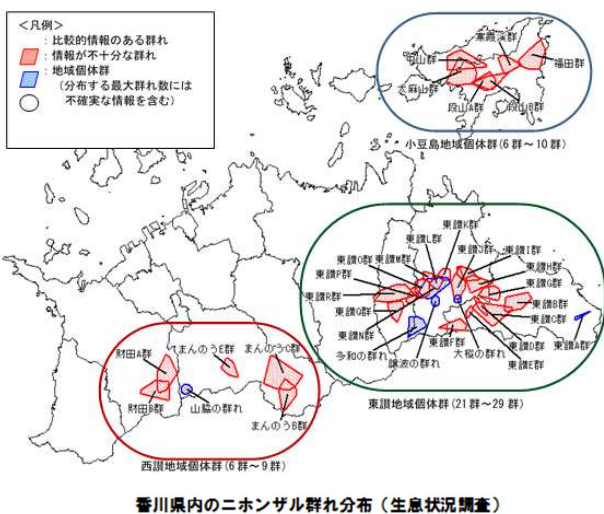


ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画の概要

鳥獣の種類	ニホンザル
計画期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日 (第 12 次鳥獣保護管理事業計画の期間内)
対象地域	香川県全域
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業被害及び生活環境被害の防止 ・ 自然度の高い森林地域において、集落依存度の低い地域個体群を将来にわたって健全に維持

○生息状況

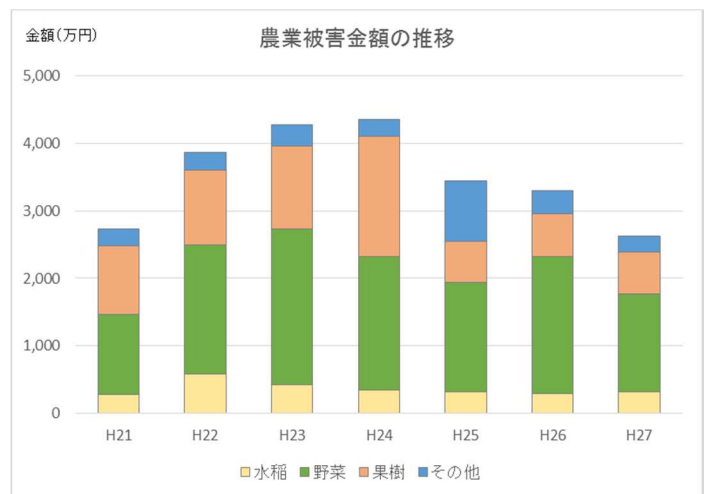
- ・ 県内には合計 **33** 群が生息。生息頭数 3,111～4,546 頭
- ・ 県内の地域個体群を東讃、西讃、小豆島に区分すると以下のようになる。



○農業被害

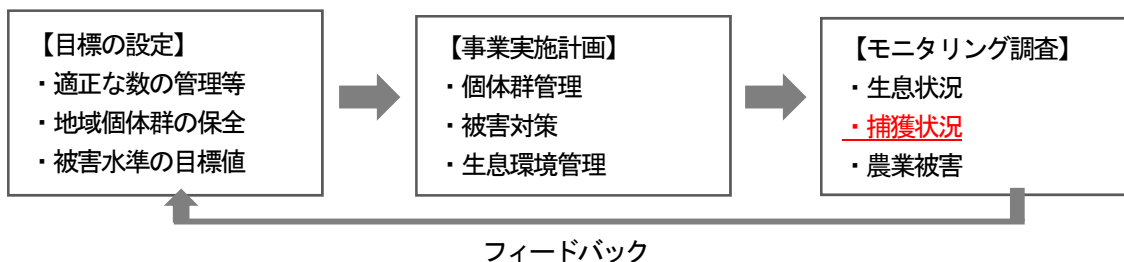
- ・ 近年、サルの群れが平野部にも進出するようになり、土地利用型作物への被害が拡大。

平成 27 年度の農業被害は、**55.5ha**、**2,630** 万円。



○適正管理の基本的な考え方

- ・ 毎年、生息状況についてモニタリング調査を実施し、県内の3つの地域個体群ごとに個体群管理や被害対策を検討する。



○具体的な管理目標

- ・ 個体群管理

区分	内容
個体群管理目標	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 3 年以内に^{※1} 特に加害性の高い群れを無害化するとともに、^{※2} 平成 35 年度を目標に、加害性のある群れの数を県民生活に影響のない程度にまで減少させるため、計画期間内は積極的な捕獲と侵入防止柵の設置に努める。 ✓ 県内の地域個体群を保全するため、地域ごとの 20 年後の絶滅確率が 0.01% 未満となるように確保するものとする。
被害対策目標	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 鳥獣被害が発生している全市町で鳥獣被害対策実施隊を設置して、被害が恒常的に発生している集落を^{※3} 現状から年間約 10% 減少させる。

※1 群れの個体数が過大であり、被害管理の実効性が期待できない群れ、又は加害性が高く、緊急に対策を実施する必要がある群れ。

※2 目標年度は、「ニホンザル被害対策強化の考え方 (環境省・農林水産省)」における当面の目標年度とする。

※3 平成 28 年度の被害集落数を基準とする。

○個体群管理

・サルの有害鳥獣捕獲許可基準

市町は、許可に当たっては、第12次鳥獣保護管理事業計画に定めるほか、次の基準のいずれかに該当することを許可基準として設定する。

区分	内容
基準1	✓ 地区猟友会等の捕獲実施主体に対し必要な協力が行われるよう、関係機関等で構成する市町の被害防止対策協議会等において合意形成を図るなど、地域として被害対策に取り組んでいること。
基準2	✓ 実際に侵入防止柵の設置や追い払い等の被害防止活動が行われていること。
基準3	✓ *住居集合地域等に出没した場合等、生活環境への被害等の被害が発生するおそれがあること。

※ 鳥獣保護管理法第38条第2項に規定する「住居が集合している地域又は広場、駅その他多数の者が集合する場所」をいう。

・サルの管理捕獲実施基準

管理捕獲の対象とする群れは、次のいずれかの基準に該当することを条件とする。

なお、基準1の「加害性の高い群れであること」の基準は、地域住民の感覚に基づいて、被害の程度を客観的かつ定量的に評価する住民アンケートを実施し、その結果に基づき判断する。

区分	内容
基準1	✓ 有害鳥獣捕獲のみでは対応が困難な*加害性の高い群れであること。
基準2	✓ 群れの個体数が100頭を超えていること。
基準3	✓ 群れ全体の生活場所の半分以上が住居集合地域等や農耕地になっているか、又は、住居集合地域等の容認できない地域に群れの遊動域が拡大していること。

※ 群れの数が50頭以上100頭未満である場合には、地域住民に対しアンケート調査等を行い、加害レベルが一定基準を超えていること。

・「補助者制度」の活用による地域ぐるみの捕獲体制の確立

県及び市町は、*法人に対する許可については「補助者制度」を活用する等、捕獲体制の確立に努める。

※ 鳥獣保護管理法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体、第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。

○被害対策

・侵入防止柵等の普及

農業被害を防止するため、集落柵のほか、必要に応じ個別柵を組み合わせるなど、作物の種類、現地の状況に応じて効果的な方法を選択し設置するよう支援するほか、緩衝帯（鳥獣ストップゾーン）の整備を推進する。

・地域一体となった防除体制の推進

市町は、「鳥獣被害対策実施隊」に前述の「補助者制度」を活用するなど、狩猟者以外の地域住民の防除への参加を促す。また、集落を中心とした防除体制を構築するため、集落で指導的な役割を果たす人材の育成に努める。

※ 鳥獣被害防止特別措置法第9条の規定により市町が設置するもので、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置などの被害防止対策を実施する。

・住居集合地域等でのハナレザル対策

住居集合地域等に出没するハナレザル対策として、「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」に基づき、県及び市町、警察署等の関係機関が連携し、被害の発生及び拡大を防止する。

○モニタリング調査

・個体数調査

地域個体群ごとに2群以上を選定し、毎年群れの状態をモニタリングし、各地域個体群の安定的な存続を確保する。

・捕獲個体調査

有害鳥獣捕獲及び管理捕獲で捕獲した個体について、調査票により捕獲方法・場所、性別・齢を記録する。

・絶滅確率の計算と将来予測

県は、毎年、地域個体群ごとに絶滅確率の計算を行い、20年後の地域ごとの絶滅確率が目標とする0.01%未満になるように、事業実施計画において必要な措置を講じるものとする。

・農業被害調査

農業被害の発生や増減について把握。関係機関から収集した情報は「香川県野生鳥獣対策システム」を活用し、地図情報として取りまとめ、各種被害対策の効果検証や個体群管理の判断材料として活用する。